

なくならない！脱毛施術による危害

全国の消費者センター等には、平成24年度以降の5年間に、脱毛施術により危害を受けたという相談が964件寄せられています。件数は、平成25年度以降減少傾向にありましたが、昨年度は前年度同時期に比べて増加傾向がみられました。

危害事例の内訳をみると、エステで受けた脱毛によるものが680件、医療機関で受けた脱毛によるものが284件でした。



相談

- 【事例1】毛穴に針を刺して毛根を熱で死滅させる永久脱毛の施術を受けたら赤く腫れあがった。
- 【事例2】美容外科でひざ下のレーザー脱毛を受けたらやけどのように腫れ、色素沈着が残った。
- 【事例3】レーザー脱毛を受けたら蕁麻疹(じんましん)が出て、完治に半年かかると言われた。

ひとこと助言

- 【事例1】エステで受けることのできる脱毛と医療機関で受けることのできる脱毛の違いをよく理解しましょう。
- 【事例2】脱毛を受ける場合は、ホームページや広告の情報をうのみにせず自ら十分な情報収集を行うとともに施術前にリスク等に関する説明を十分に求めましょう。
- 【事例3】脱毛により危害を受けた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、消費生活センター等に相談しましょう。

(国民生活センターHPより引用)

医療機関では、レーザー等により毛の発生源を破壊する等、高い効果が得られる脱毛を受けることができます。皮膚内部の組織を破壊する行為ですので、やけど等の皮膚トラブルが起きるおそれもありますが、トラブルが起きた際も直ちに医師の診察を受けることができます。危害事例を施術の内容別に集計すると、医療機関は、「レーザー脱毛」が大部分を占めていました。

一方、エステでは、光を照射すること等による一時的な除毛・減毛など、医行為に該当しない範囲の施術しか行うことができません。危害事例を施術の内容別に集計すると、エステは、「光脱毛」、「レーザー脱毛」「電気脱毛」の順に多くみられました。

消費生活講座の出前講座をご利用ください！

消費生活センターでは、市内の自治会、サークル活動、学習会などへ職員が講師として
うかがい、消費生活に関する講座を出前で行っています。

悪質商法への対処法や消費者トラブルについて、また、高齢者を消費者被害から守る
ために周りの人が見守る上でのポイントなどをわかりやすくお話ししています。

ぜひ、ご利用ください。お問合せは、消費生活センター（☎631-5456）へ

平成 29 年度 消費生活講座（八王子市消費者団体連絡会 登録団体企画提案事業）

折込チラシ深読み術 ～本当のお得情報を読み取る～

新聞・ポスティングタウン誌の折込広告、新聞広告に関する解説講座。
折込チラシからより良い情報を選択して、かしこい消費者を目指しましょう。

日時：7月13日（木）午後1時30分～午後3時30分

会場：クリエイトホール11階 第7学習室

対象：市内在住・在勤・在学の方

定員：25名（先着順）定員になり次第、締め切ります

講師：FPネットはちおうじ 太矢 香苗さん

費用：無料

申込：6月15日から直接、電話、またはファックスで「折込チラシ」と氏名・
電話番号を書いて、消費生活センターへ。

八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）

※クリエイトホール休館日は電話相談のみ。

午前9時～午後4時30分

（相談専用電話）**042-631-5455**



*相談は無料、秘密は厳守します。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎631-5456 FAX643-0025

※ご相談は、来所か電話でお受けしています。FAXでは、ご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。